

近畿中国森林管理局入札監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和7年11月12日)

開催日及び場所		令和7年9月26日(金曜日) 近畿中国森林管理局 大会議室	
委 員		岩本 大 (岩本会計事務所 公認会計士) 東 尚吾 (山口法律会計事務所 弁護士) 眞砂 剛志 (まさご税理士事務所 税理士)	
審議対象期間		令和7年4月1日 ~ 令和7年6月30日	
審議対象案件		219件 うち、1者応札案件 94件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件	一般競争	25件(抽出率12%) うち、1者応札案件15件 (抽出率60%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	随意契約	2件(抽出率12%) うち、見積者が1者の案件1件 (抽出率50%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件内訳	工 事 業	一般競争	18件 うち、1者応札案件11件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	1件 うち、見積者が1者の案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	物品役務等	一般競争	7件 うち、1者応札案件4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	1件 うち、見積者が1者の案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意 見・質 問	
		1	「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業向けチェックシート」は何の目的で提出を求めているのか。
		2	「契約情報の公表様式」はどのような資料か。
		3	電子複写機の賃貸借契約について、国庫債務による賃貸借契約の期間は何に基づいて決定されているのか。
		回 答 等	
		1	安全作業の確保に向けて、入札参加者への意識づけのためです。
		2	造林・生産事業等において、事業者が積算するための作業条件等を明示したものです。
		3	国庫債務負担行為により最大5年間の契約期間が認められており、損料等を考慮のうえ、本庁指導のもとで5年間としています。

委員会による意見の具申又は勧告の内容 〔これに対し部局長が講じた措置〕	特になし。
---	--------------

事務局：近畿中国森林管理局 企画調整課

(注) 1：必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注) 2：公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 42 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。